

札幌感第 1127-1 号
平成 26 年（2014 年）7 月 30 日

医療機関の長 各位

札幌市保健福祉局医務監
（保健所長事務取扱）
《公印省略》

中東呼吸器症候群の指定感染症への指定について（依頼）

日ごろから、本市の保健医療行政に特段の御配慮をいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、「中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令の施行等について（厚生労働省健康局長通知）」により、中東呼吸器症候群が指定感染症に指定され、平成 26 年 7 月 26 日より施行されました。

本疾患は二類感染症と同様の取り扱いとなりますが、各医療機関の皆様におかれましては、別紙の対応手順に沿った御対応をお願いいたします。

また、本疾患に関する最新の情報につきましては、札幌市公式ホームページに掲載しておりますのでそちらを御確認ください。

なお、医療費の公費負担につきましては、本疾患の患者等と診断され、感染症指定医療機関（札幌市内では市立札幌病院）への入院勧告を行った後の医療費が対象となりますので、各医療機関におかれましては、通常の診察と同様に各医療保険による御対応をお願いいたします。

記

1 参考情報

【医師・獣医師の皆様へ】中東呼吸器症候群が指定感染症に指定されました。（札幌市公式ホームページ「感染症・予防接種」）

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/f31mersvirus.html>

※各通知等が紙面で必要な場合には、当課あて御連絡をお願いいたします。

担当：札幌市保健所感染症総合対策課 若山
Tel 622-5199 Fax 622-5168

(別紙) 中東呼吸器症候群 (MERS) が疑われる患者の対応

【届出基準】 次のア、イ、又はウに該当し、他の感染症又は他の病因によることが明らかでない場合

ア 38℃以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に肺炎、ARDS などの**実質性肺病変**が疑われる者であって、発症前 14 日以内に WHO の公表内容から中東呼吸器症候群の初発例の発生が確認されている**地域に渡航又は居住**していたもの。

イ **発熱を伴う急性呼吸器症状 (軽症の場合を含む)**を呈する者であって、発症前 14 日以内に WHO の公表内容から中東呼吸器症候群の初発例の発生が確認されている地域において、**医療機関を受診若しくは訪問したものの、中東呼吸器症候群であることが確定した者との接触歴があるもの又はヒトコブラクダとの濃厚接触歴があるもの**

ウ **発熱又は急性呼吸器症状 (軽症の場合を含む)**を呈する者であって、発症前 14 日以内に、**中東呼吸器症候群が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの、中東呼吸器症候群が疑われる患者と同居していたもの又は中東呼吸器症候群が疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触したもの**

- 上記に当てはまる患者が来院されましたら、保健所に御一報ください。
- 患者を待機させるにあたっては、サージカルマスクを着用させ、できるだけ他の患者と区別してください。
- 診療にあたっては、標準予防策の徹底もお願いします。

連絡先：保健所感染症総合対策課（電話 622-5199 Fax 622-5168）

- 患者の年齢・性別・同居家族の有無等、症状の経過と現状、治療の状況、渡航歴、ラクダとの接触状況などについて確認させていただきますので、ご協力ください。

注) 休日・夜間に保健所にご連絡いただくと、留守番電話が警備会社を案内しますので、お手数ですがそちらへおかけください。後ほど、保健所職員から連絡させていただきます。

■ 具体的対応方法

- ウイルス検査用の鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、咽頭拭い液または喀痰等を採取してください。
- 保健所職員が検体を受け取り、札幌市衛生研究所に搬入します。
- 検査結果判明後、保健所から速やかに結果を報告します。

注) 他の疾病が明らかであるなど、MERS が否定的である場合は、保健所にその旨をお伝えください。

■ 診療後の対応

- 患者及び同居家族の健康調査を保健所が実施します。
- 診療に従事した職員の健康状況については、各医療機関でご確認ください。なお、MERS と同様の症状が出た場合には、保健所にお知らせください。